

第三次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により**最終処分量の大幅削減が実現**するなど、**循環型社会形成に向けた取組は着実に進展**。

循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、**世界全体で資源制約が強まると予想**される一方、**多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分**。

安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり**。

世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、**世界で廃棄物発生量が増加**。そのうち約4割は**アジア地域**で発生。**2050年には、2010年の2倍以上となる見通し**

新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す**資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上**

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- リサイクルより優先順位の高い**2R(リデュース・リユース)**の取組がより進む**社会経済システムの構築**
- 小型家電リサイクル法の着実な施行など**使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進**
- アスベスト、PCB等の**有害物質の適正な管理・処理**
- 東日本大震災の反省点を踏まえた**新たな震災廃棄物対策指針の策定**
- エネルギー・環境問題への対応を踏まえた**循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用**
- 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化**

国際的取組の推進

- アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成**
- 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化**



東日本大震災への対応

- 災害廃棄物の**着実な処理と再生利用**
- 放射性物質によって汚染された**廃棄物の適正かつ安全な処理**

廃棄物処理法に基づく基本方針の概要

(改正平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号)

【1】 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

- ・循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進
- ・災害廃棄物の分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理の確保

【2】 新たに廃棄物の適正な処理に関する目標

- ・一般廃棄物の減量化の目標量（平成 24 年度比）

項目	目標（平成 32 年度）
排出量	約 12%削減
再生利用率	約 21%から約 27%に増加させる
最終処分量	約 14%削減

- ・1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：500g（平成 32 年度）

【3】 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

○国民・事業者・地方公共団体及び国の役割

国民	<ul style="list-style-type: none">・容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の選択・食品ロスの削減に資する購買行動・商品の使用に当たって故障時の修理励行等による長期間の使用や、食品の食べ切り、使い切り、生ごみの水切り等による一般廃棄物の排出抑制への取組・外食における適量な注文、食べ残しの削減等による事業ごみの排出抑制への協力・市町村による適正な循環的利用に対する取組への協力・廃家電、廃自動車、使用済み小型家電の各リサイクル法に基づく事業者の措置への協力 等
事業者	<ul style="list-style-type: none">・製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体における廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の推進・物の製造、加工、販売等において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、必要な情報提供 等
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none">・排出抑制に関する適切な普及啓発、情報提供、環境教育・他市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の推進・廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等の推進・一般廃棄物処理事業に係る PFI の活用・食品循環資源の再生利用のための民間事業者の活用・育成、市町村自らが行う再生利用等を一般廃棄物処理基本計画に位置付け 等
国	<ul style="list-style-type: none">・各種法制度の整備及び適切な運用・国民及び事業者の自主的な取組を促進、地方公共団体による取組の支援、関係主体の連携・協働の促進・先進的な事例の情報提供及び普及啓発・市町村及び都道府県への技術的及び財政的な支援及び広域的な見地からの調整 等

○廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保

- ・収集運搬に関わり、環境負荷のより少ない自動車の導入、バイオ燃料の利用
- ・有機物の直接埋立は原則として行わない
- ・廃プラスチック類は、排出抑制、再生利用を図った上で、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収
- ・廃棄物系バイオマスは、地域の特性に応じ、適切な再生利用等を推進

【4】 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

○一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

- ・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、必要な処理能力を確保できるよう他市町村、民間廃棄物処理業者とも連携
- ・発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先
- ・地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保
- ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用
- ・焼却施設で回収したエネルギーの地域還元への取組促進
- ・ストックマネジメント手法の導入による施設の長寿命化・延命化

【5】 非常災害時における処理、施設整備に関し必要な事項

- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な施設の整備、人材育成
- ・非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見、教訓を踏まえた施策の実施
- ・大規模災害時には、被災しなかった地域を含め、全国一丸となった処理の推進
- ・災害対応拠点の視点からの施設整備、関係機関・関係団体との連携体制の構築
- ・非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備
- ・非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画の策定
- ・地域ブロック単位での廃棄物処理施設の余力等の情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理業者の情報把握

【6】 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

- ・再生品の利用を促進するための技術開発
- ・レアメタル回収技術に関する研究
- ・エネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究
- ・PCB、石綿の無害化、ダイオキシン類等非意図的に発生する化学物質の処理技術の研究
- ・マイバック、マイボトルの持参、適量な購買・注文、食品の食べ切り、使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及
- ・国民、事業者、地方公共団体が自ら行う環境教育、環境学習の推進

<根拠法令>：廃棄物処理法 第5条の2

環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

廃棄物処理施設整備計画（平成 25～29 年度）の概要

（平成 25 年 5 月閣議決定）

【1】基本的理念

- 1) 3 R 推進
- 2) 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【2】重点目標

- 1) 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ごみのリサイクル率：22%→26%
 - ・最終処分場の残余年数：平成 24 年度の水準（20 年分）を維持
- 2) 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16%→21%
- 3) し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・浄化槽処理人口普及率：9%→12%

【3】廃棄物処理システムの方向性

- 1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進
- 2) 地域住民等の理解と協力の確保
- 3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
 - ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
 - ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。
- 4) 地球温暖化対策及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
 - ・廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図るため、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元などの取組を促進する。
- 5) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
 - ・地域特性を踏まえて、廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備を推進する。
- 6) 災害対策の強化
 - ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。
 - ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。
- 7) 廃棄物処理施設整備に係る工事入札及び契約の適正化

<根拠法令>：廃棄物処理法 第 5 条の 3

環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、5 年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。